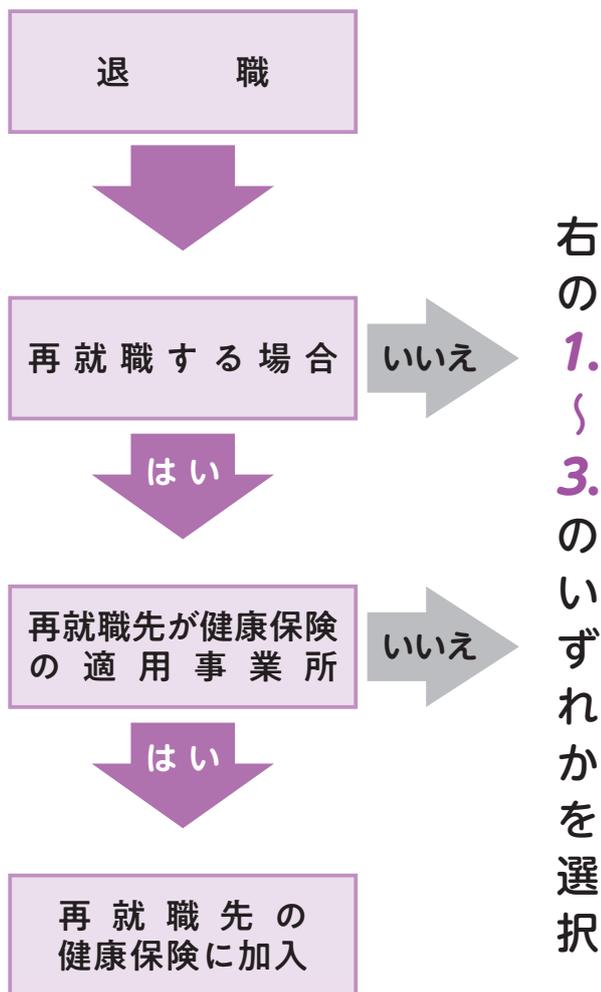


退職後の医療保険制度について

～退職後もいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません～

組合員が退職により組合員資格を喪失した場合、退職日の翌日から組合員証を使用することができなくなりますので、いずれかの医療保険制度に加入することになっています。



右の1.、3.のいずれかを選択

1. 共済組合の任意継続組合員になる

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職した場合には、最長2年間在職中と同様に短期給付^{※1}及び福祉事業^{※2}の一部を利用できます。

※1 育児休業手当金、介護休業手当金、休業手当金及び傷病、出産手当金(経過措置に該当する場合を除く)は支給されません。

※2 特定健康診査、特定保健指導、組合員貯金、高額医療貸付、出産貸付

2. 家族が加入している健康保険の被扶養者になる

退職後、主としてご家族(配偶者や子ども等)の収入により生計を維持される場合、所得などいくつかの要件を満たしていれば、家族が加入している健康保険の被扶養者になれることができます。

被扶養者となるための要件など詳細は、ご家族が加入している健康保険組合等へお問い合わせください。

3. 国民健康保険に加入する

上記1.及び2.へ加入されない場合は、国民健康保険に加入することになります。

保険料(税)は、世帯の所得金額や加入者数などにより算定されます。

詳しくは居住地の市町村役場へお問い合わせください。



任意継続組合員制度について

退職後の加入保険についてはp.4で説明のとおりですが、その中で本組合の任意継続組合員となることができます。

任意継続組合員となるためには条件があり

- ・ **本組合の組合員期間が1年以上あること**

が必要となります。

また、任意継続組合員となるためには

- ・ **任意継続組合員資格取得申出書の提出（退職の日から20日以内に本組合必着）**
- ・ **現在持っている組合員証・被扶養者証・高齢受給者証・限度額適用認定証の返却**

が必要となります。

そして、これらの手続きが終わった後本組合から組合員証・被扶養者証・高齢受給者証・限度額適用認定証が届きますので、届き次第同封されている振込用紙を使用して記載されている期日までに掛金の振り込みを行ってください。

また、任意継続組合員となった場合の掛金については、以下の低い方を標準報酬月額として計算します。

- ・ **退職時の標準報酬月額**
- ・ **全組合員の平均標準報酬月額（令和3年度は380,000円）**

令和3年度を例に説明するとご自身の退職時の標準報酬月額が380,000円を超えていれば380,000円に、超えていなければその額に掛金率（短期及び介護）114.715%を乗じたものがひと月分の掛金となります（40歳未満・65歳以上の方の場合は97.815%）。

任意継続掛金は、現役時には地方公共団体が負担していた部分もご自身でお支払いいただく必要があることから現役時と比べて2倍程度の負担増となりますのでご参考になさってください。

退職予定の組合員の皆さんへ

年利 **1.00%**!!
〈令和4年1月1日現在〉

任意継続組合員の方も
「組合員貯金」に加入できます!

※貯金利率は、金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行います。



利率が高く、とってもお得です!

払戻しが月2回できて便利です!

在職中に組合員貯金に…

加入している
加入していない

退職後に任意継続組合員になる場合…

→ 継続して加入が可能
→ 新規で加入が可能

● 在職中に組合員貯金に加入をされていた方

継続加入

……退職後20日以内に「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

※退職後においても貯金加入を希望される方は、必ず事前に共済事務担当課へお申し出ください。

● 新規に組合員貯金に加入される方

新規加入

……加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

退職金を預けることも可能です。

退職予定の皆さん!

任意継続組合員になる際は、組合員貯金のご加入をお勧めいたします!!



※組合員貯金は、預金保険制度における金融機関に該当しないことから、貯金者と共済組合との間にペイオフは適用されません。

「組合員貯金」を解約される方はこちら

在職中に組合員貯金に加入されていた方が、次のいずれかの場合、組合員貯金の解約手続きが必要です。

- ① 退職後、任意継続組合員にならない場合
- ② 任意継続組合員になるが、組合員貯金を継続しない場合

解約については、必ず事前に共済事務担当課へお申し出くださいますようお願いいたします。

組合員貸付をご利用中の方へ

～貸付未償還金を「全額償還」していただきます～

退職時に、貸付未償還残高がある方は、

退職後ただちに、

“全額償還”してください!

● 全額償還の方法は次の2通りです。

- ① 退職手当の支給額から控除して償還する。
- ② 退職日までに金融機関からの振込みにより償還

※償還される際には、共済事務担当課まで早めに連絡していただき、償還金額等をご確認ください。

※本組合への入金(償還)が退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。

※引き続き再任用等により勤務(公務員)を続ける場合でも、退職手当等の支給があれば全額償還していただきます。

公務員を退職したら 年金はどうなるの？

市町村役場等を退職した後（組合員の資格を喪失した後）から将来年金を受給するまで、皆さんの年金の加入履歴等は属していた共済組合において「年金待機者」として管理されます。

年金に関する大切なお知らせ等が正しく送付できるよう、住所や氏名を変更された場合は本組合へ連絡いただき所定の手続きをお願いします。

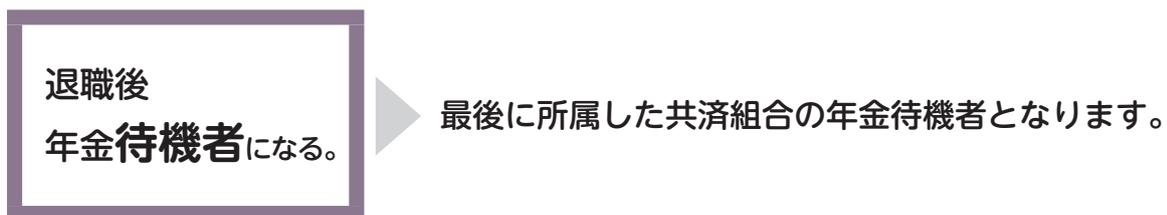
🔍 年金を受給するまでの基本の流れ



※年金支給の開始年齢に到達する2～3カ月前に共済組合又は日本年金機構から年金請求書が送付されます。

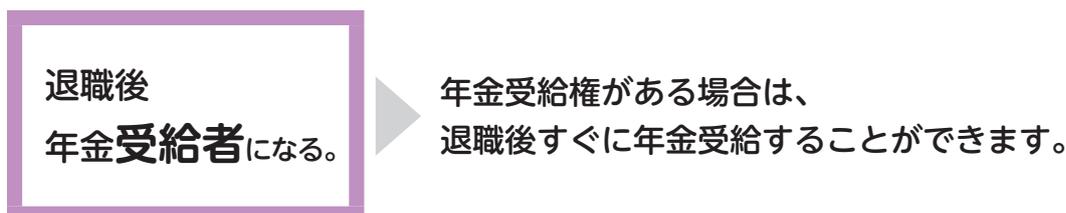
🔍 年金を受給するまでの留意点等

年金受給権が**ない**方（年金受給まで期間がある方）



④ 再就職した場合は、再就職先の共済組合へ公務員前歴の報告が必要です。

年金受給権が**ある**方（在職中に年金請求している方）



④ 公務員として再就職した場合は、最終に属する共済組合へ年金権が移行されることから、再就職した場合は、年金を受けていた共済組合へ再就職の届出が必要です。